

川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎港浮島2期地区公有水面埋立免許」の免許事項に基づき、浮島指定処分地（以下、「処分地」という。）へ搬入する建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入事務手続及び受入技術等に関する必要事項を定めるものである。

(受入対象)

第2条 浮島指定処分地における受入対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設発生土 川崎市全域における公共事業により発生する陸上残土
- (2) しゅんせつ土砂 川崎市域内における公共工事から発生するもの及び川崎市域内における計画水深までの水深維持を目的とした民間企業の工事により発生するもの（しゅんせつ工事を実施後、自然災害等による水流等により埋め戻りが発生した埋戻しゅんせつ土砂も含む）

(公共事業の実施者)

第3条 第2条に規定する公共事業の実施者は、市、国、県及び次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 東日本高速道路株式会社
- (2) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (3) 首都高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人都市再生機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (8) 地方共同法人（日本下水道事業団等）
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (11) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
- (14) 神奈川県内広域水道企業団
- (15) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出捐している財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人で

あって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めた者

(受入基準)

第4条 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。
- (2) 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び砕石等の不純物を含まないもの。
- (3) 汚泥でないもの（有害物質に汚染されていないもの、含水率が高くないもの、粒子が微細な泥でないもの）。
- (4) 建設発生土は、シルト（粒径0.005～0.075mm）、砂質土（粒径0.075～2.0mm）、礫（粒径2.0～75mm）を受入れるものとし、別表1の基準を満たすこと。
- (5) しゅんせつ土砂は、別表2の基準を満たすこと。

(検定試験の頻度及び実施項目)

第5条 建設発生土及びしゅんせつ土の検定試験頻度及び実施項目は別表3による。

(試料の採取方法)

第6条 検定に係る資料の採取方法は、次の各号に掲げる方法を標準とする。

(1) 建設発生土

別表1のNo1～No35に係る試料採取については、地表面より約50cm前後の位置から採取すること。ただし、特に掘削断面が大きい場合は、協議にて決定するものとする。ダイオキシン類の試料採取については、地表面より5～10cmの間で試料採取すること。また、農用地など人為的な攪拌のある土壌については、地表面より30cmまでの部分を採取すること。

(2) しゅんせつ土砂

別表2のNo1～No37に係る試料採取については、別表3による。ダイオキシン類の試料採取については、底質表面から10cm程度の底質を、エクマンバージ型採泥器又はこれに準ずる採泥器によって3回以上採取し、それらを混合して試料とする。なお、浮泥が堆積している場合には、柱状採泥器等を用いて、浮泥層も含めた試料を採取し検定試験を実施すること。

(検定試験結果の有効期限)

第7条 検定試験結果は、申込日より3か月以内に試料採取したものを有効とする。ただし、発注者の責任において当該施工箇所が管理されており、人為的・自然的な理由等による

検定試験結果に変化がないと認める場合には、申込日より1年以内に試料採取したものを有効とすることができる。

(建設発生土受入依頼)

第8条 建設発生土の受入を希望する者は、第1号様式に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共事業を発注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出すること。

2 港湾局長は、前項の依頼内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、建設発生土搬入整理券の発行をもって受入承認するものとする。

(しゅんせつ土砂受入申込)

第9条 しゅんせつ土砂の受入を希望する者は、第2号様式に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共工事を発注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出すること。ただし、工事を発注した機関が民間企業の場合は、工事受注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出することができる。

2 港湾局長は、前項の申込内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書(第3号様式)を発行し承認するものとする。

(受入拒否・条件付き受入承認)

第10条 港湾局長は、建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入が処分地の運用に支障をきたす場合には、協議の上、受入を拒否または受入承認に条件を付する。

(依頼及び申込事項の変更)

第11条 第8条第2項又は第9条第2項の受入承認を受けた者は、当該承認事項を変更する場合、速やかに第4号様式又は第2号様式にて依頼又は申込を行い、再度承認を受けなければならない。

(完了の届出)

第12条 第8条第2項又は第9条第2項の受入承認を受けた者は、建設発生土及びしゅんせつ土砂の搬入を完了後、速やかに第5号様式又は第6号様式を提出しなければならない。

2 港湾局長は、前項に規定する建設発生土の完了の届出(第5号様式)を受けた際、浮島指定処分地建設発生土搬入実績書(第7号様式)にて搬入実績に関して工事を発注した機関の担当部署へ通知する。

3 しゅんせつ土砂の投入土量(第6号様式)については、しゅんせつ工事における事前測量と事後測量の差により土量を算出すること。

(処分地の運用)

第13条 処分地の運用は別表4による。

(使用禁止車両)

第14条 違法改造車両(差枠取付車等)、高枠車両及び過積載車両など道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に規定される禁止車両は、処分場への入場を理由の如何にかかわらず一切認めない。

(処分地への搬入)

第15条 処分地への搬入に係る手順は次の各号に掲げる順序の通りとする。

- (1) 搬入車両には、第8条第2項に規定する受入承認の際に受領した通行証を処分地の係員から見える位置に掲示すること。
- (2) 搬入者は、建設発生土搬入整理券を受付窓口に提出し、処分地の係員の確認を受けること。
- (3) 処分地の係員から不相当と判断され、持ち帰りの指示を受けたときは、直ちに退場すること。
- (4) 処分地の係員から受入の確認を受けた後、指示された場所に搬入すること。
- (5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に「建設発生土受入基準」に適合しないものが発見された場合は、搬入者の責任において撤去すること。

(しゅんせつ土砂搬入)

第16条 しゅんせつ土砂を搬入する者は、「埋立管理作業に係る航行安全対策マニュアル」を遵守し、処分場に搬入する前に処分場の管理者との調整等を行わなければならない。

(処分場内の注意事項)

第17条 処分地内での車両走行は、時速20km以下で徐行しなければならない。

- 2 降雨時には、防水シートで荷台を覆う等を行い、汚泥状態にならないようにしなければならない。仮に、汚泥状態になった場合は、受入基準を満たさないものとし受入することはできない。

(受入料金)

第18条 建設発生土受入依頼にて納入通知書送付先に指定された者及びしゅんせつ土砂の受入の承認を受けた者は、別表5に定める受入料金を納入しなければならない。

- 2 建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入料金については、必ず納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。なお、第8条第1項又は第9条第1項に規定する

担当部署の関係者は、受入料金の納入状況を適切に把握するとともに、未納等により、市に損害を与えないよう納入者に対し指導をしなければならない。

(履行遅延による延滞)

第19条 納入者が、受入料金を納入期日までに納入しないときは、当該受入料金にその翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納入期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（1,000円未満を除く。）に相当する金額を延納利息として納入しなければならない。

(承認取消)

第20条 建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入の承認を受けた者が、本要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(損害賠償)

第21条 建設発生土又はしゅんせつ土砂の受入の承認を受けた者は、搬入に関し市に損害を生じさせた場合には、原状回復等必要な措置をとるとともに、原因者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(日本国の法令遵守)

第22条 建設発生土に係る事務手続き及び工事・作業について、第8条第1項に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。

2 しゅんせつ土砂に係る事務手続き及び工事について、第9条第1項に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。

(料金改定)

第23条 受入料金については、諸事情をふまえ、5年程度を目途に改定するものとする。

(特別承認)

第24条 本要綱に合致しない場合は、「川崎市事務決裁規程」に規定する「局長専決が可能な通例的なもの」に該当しないため、「川崎港浮島2期地区公有水面埋立免許」の免許事項の範囲内を条件に、別途に川崎市長の決裁を経たうえで特別承認するものとする。

(その他)

第25条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成元年4月25日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する残土処分に係る処分料金について適用するものとし、同日より前に承認した残土処分に係る処分料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する残土処分に係る処分料金について適用するものとし、同日より前に承認した残土処分に係る処分料金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する建設発生土受

入に係る受入料金について適用するものとし、同日より前に承認した建設発生土受入に係る受入料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(履行遅滞に係る違約金の特例)

2 第9条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(経過措置)

3 改正後の要綱附則の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前に期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱は、施行の日以降に承認する建設発生土について適用するものとし、同日より前に承認した建設発生土については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する建設発生土、しゅんせつ土砂に係る処分料金について適用するものとし、同日より前に承認した建設発生土、しゅんせつ土砂処分に係る処分料については、なお従前の例による。

3 この改正要綱は、施行の日以降に承認する建設発生土、しゅんせつ土砂について適用するものとし同日より前に承認した建設発生土については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成17年 12月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成26年 1月 1日から施行する。

(履行遅滞に係る違約金の特例)

2 第10条に規定する延滞金の割合について、同条の規定にかかわらず当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(経過措置)

3 改正後の要綱附則の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前に期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成27年 7月 10日から施行する。

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成29年 1月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和元年 5月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年 3月 1日から施行する。

2 この改正要綱の施行により、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要領、浮島指定処分地建設発生土に係る検定試験実施要領、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入申込書類記入要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

建設発生土検定試験項目及び基準値

	試験項目	基準値		検定方法
1	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと		S48. 2. 17環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
2	水銀又はその化合物	検液10ℓにつき	水銀 0.005mg以下	
3	カドミウム又はその化合物	検液10ℓにつき	カドミウム 0.1mg以下	
4	鉛又はその化合物	検液10ℓにつき	鉛 0.1mg以下	
5	有機燐化合物	検液10ℓにつき	有機燐 1.0mg以下	
6	六価クロム化合物	検液10ℓにつき	六価クロム 0.5mg以下	
7	砒素又はその化合物	検液10ℓにつき	砒素 0.1mg以下	
8	シアン化合物	検液10ℓにつき	シアン 1.0mg以下	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液10ℓにつき	ポリ塩化ビフェニル 0.003mg以下	
10	銅又はその化合物	検液10ℓにつき	銅 3.0mg以下	
11	亜鉛又はその化合物	検液10ℓにつき	亜鉛 2.0mg以下	
12	弗化物	検液10ℓにつき	弗素 15.0mg以下	
13	トリクロロエチレン	検液10ℓにつき	トリクロロエチレン 0.3mg以下	
14	テトラクロロエチレン	検液10ℓにつき	テトラクロロエチレン 0.1mg以下	
15	ベリリウム又はその化合物	検液10ℓにつき	ベリリウム 2.5mg以下	
16	クロム又はその化合物	検液10ℓにつき	クロム 2.0mg以下	
17	ニッケル又はその化合物	検液10ℓにつき	ニッケル 1.2mg以下	
18	バナジウム又はその化合物	検液10ℓにつき	バナジウム 1.5mg以下	
19	有機塩素化合物	試料1kgにつき	有機塩素化合物 40.0mg以下	
20	ジクロロメタン	検液10ℓにつき	ジクロロメタン 0.2mg以下	
21	四塩化炭素	検液10ℓにつき	四塩化炭素 0.02mg以下	
22	1,2ジクロロエタン	検液10ℓにつき	1,2-ジクロロエタン 0.04mg以下	
23	1,1ジクロロエチレン	検液10ℓにつき	1,1ジクロロエチレン 1.0mg以下	
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10ℓにつき	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg以下	
25	1,1,1-トリクロロエタン	検液10ℓにつき	1,1,1-トリクロロエタン 3.0mg以下	
26	1,1,2-トリクロロエタン	検液10ℓにつき	1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg以下	
27	1,3-ジクロロプロペン	検液10ℓにつき	1,3-ジクロロプロペン 0.02mg以下	
28	チラウム	検液10ℓにつき	チラウム 0.06mg以下	
29	シマジン	検液10ℓにつき	シマジン 0.03mg以下	
30	チオベンガルブ	検液10ℓにつき	チオベンカルブ 0.2mg以下	
31	ベンゼン	検液10ℓにつき	ベンゼン 0.1mg以下	
32	セレン又はその化合物	検液10ℓにつき	セレン 0.1mg以下	
33	1,4-ジオキサン	検液10ℓにつき	1,4-ジオキサン 0.5mg以下	
34	油分	検液10ℓにつき	油分 15.0mg以下 (投入処分時に視認できる油膜が生じないこと)	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。また、H19. 8. 14環廃産発第0708140001号・環地保発第070814001号「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」による代替手法によること。
35	水銀、PCB含有濃度	試料1kgにつき	水銀 25ppm未満	H24. 8. 8環水大水発第120725002号「底質調査方法について」によること。
		試料1kgにつき	PCB 10ppm未満	
36	ダイオキシン類	検液10ℓにつき	ダイオキシン類 10pg-TEQ以下	H15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所に排出しようとする廃棄物に含まれる金属の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
37	ダイオキシン類含有濃度	試料1gにつき	ダイオキシン類 150pg-TEQ以下	環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に定める方法によること。

しゅんせつ土砂検定試験項目及び基準値

	試験項目	基準値		検定方法
1	総水銀又はその化合物	検液1ℓにつき	水銀 0.0005mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌汚染に係る環境基準について」によること。
2	カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき	カドミウム 0.01mg以下	
3	鉛又はその化合物	検液1ℓにつき	鉛 0.01mg以下	
4	六価クロム化合物	検液1ℓにつき	六価クロム 0.05mg以下	
5	砒素又はその化合物	検液1ℓにつき	砒素 0.01mg以下	
6	シアン化合物	検液中に検出されないこと		
7	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと		
8	有機燐化合物	検液中に検出されないこと		
9	PCB	検液中に検出されないこと		
10	ジクロロメタン	検液1ℓにつき	ジクロロメタン 0.02mg以下	
11	四塩化炭素	検液1ℓにつき	四塩化炭素 0.002mg以下	
12	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき	1,2-ジクロロエタン 0.004mg以下	
13	1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき	1,1-ジクロロエチレン 0.1mg以下	
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg以下	
15	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき	1,1,1-トリクロロエタン 1.0mg以下	
16	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき	1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg以下	
17	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき	トリクロロエチレン 0.03mg以下	
18	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき	テトラクロロエチレン 0.01mg以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき	1,3-ジクロロプロペン 0.002mg以下	
20	チラウム	検液1ℓにつき	チラウム 0.006mg以下	
21	シマジン	検液1ℓにつき	シマジン 0.003mg以下	
22	チオベンガルブ	検液1ℓにつき	チオベンカルブ 0.02mg以下	
23	ベンゼン	検液1ℓにつき	ベンゼン 0.01mg以下	
24	セレン又はその化合物	検液1ℓにつき	セレン 0.01mg以下	
25	弗化物	検液1ℓにつき	弗素 0.8mg以下	
26	ほう素	検液1ℓにつき	ほう素 1.0mg以下	
27	クロロエチレン	検液1ℓにつき	クロロエチレン 0.002mg以下	
28	1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき	1,4-ジオキサン 0.05mg以下	
29	銅又はその化合物	検液1ℓにつき	銅 1.0mg以下	H15. 7. 22厚生労働省告示第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によること。
30	亜鉛又はその化合物	検液1ℓにつき	亜鉛 2.0mg以下	S48. 2. 17環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
31	ベリリウム又はその化合物	検液1ℓにつき	ベリリウム 2.5mg以下	
32	クロム又はその化合物	検液1ℓにつき	クロム 2.0mg以下	
33	ニッケル又はその化合物	検液1ℓにつき	ニッケル 1.2mg以下	
34	バナジウム又はその化合物	検液1ℓにつき	バナジウム 1.5mg以下	
35	有機塩素化合物	試料1kgにつき	有機塩素化合物 40.0mg以下	
36	水銀、PCB含有濃度	試料1kgにつき	水銀 25ppm未満 PCB 10ppm未満	H24. 8. 8環水大発第120725002号「底質調査方法について」によること。
37	油分	検液1ℓにつき (投入処分時に視認出来る油膜が生じないこと)	油分 15.0mg以下	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。また、H19. 8. 14環廃産発第0708140001号・環地保発第070814001号「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」による代替手法によること。
38	ダイオキシン類	検液1ℓにつき	ダイオキシン類 10pg-TEQ以下	H15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所に排出しようとする廃棄物に含まれる金属の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39	ダイオキシン類含有濃度	試料1gにつき	ダイオキシン類 150pg-TEQ以下	環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に定める方法によること。

建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目

1 建設発生土(別表1関係)

(1)No1～No35に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ³ <土量<1000m ³	0	1
1000≦土量<4000m ³	1	1
4000≦土量<6000m ³	2	2
6000≦土量<8000m ³	3	3
8000≦土量<10000m ³	4	4
10000≦土量<12000m ³	5	5

※以降、2000m³増加するごとに1検体増

(2)ダイオキシン類(No36～No37)に係る検体数

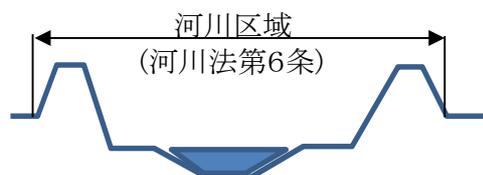
搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ² <面積<2500m ²	0	1
2500≦面積<5000m ²	1	1
5000≦面積<7500m ²	2	2
7500≦面積<10000m ²	3	3
10000≦面積<12500m ²	4	4
12500≦面積<15000m ²	5	5

※以降、2500m²増加するごとに1検体増

(注1)公害防止条例による調査必要地

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

(注2)河川区域



調整池等で河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること

2 維持しゅんせつ及び構造物工事から発生するしゅんせつ土砂(別表2関係)
面積による検体箇所数に深度による検体数を考慮し、総検体数を算出する。
検定は、総検体数に対して、下表に規定する実施項目を実施すること。

(1) 面積による検体箇所数

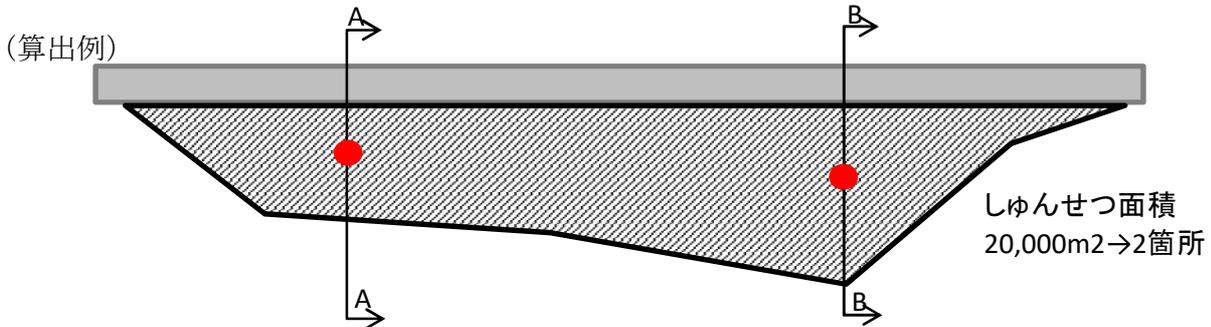
発生面積	検体箇所数
0m ² <面積<20000m ²	1
20000≦面積<30000m ²	2
30000≦面積<40000m ²	3

※以降、10000m²増加するごとに1検体増

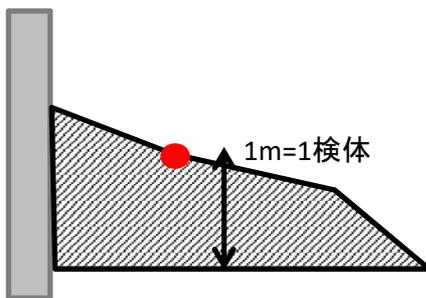
(2) 深度による検体数

発生深度	検体数	採取場所	実施項目
0m<深度≦1m	1	表層	別表2 全項目
1<深度≦2m	2	表層、表層から1m地点	別表2 No.1~37
2<深度≦3m	3	表層、表層から1m地点、表層から2m地点	別表2 No.1~37

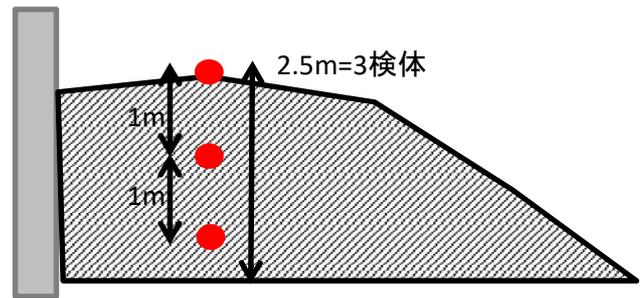
※以降、1m増加するごとに1検体増(実施項目は別表2No.1~37)



A-A断面



B-B断面



総検体数
2箇所、4検体

3 埋戻しゅんせつ土(別表2関係)
検定は、検体数に対して、別表2に規定する項目を全て実施すること。

埋戻土量	検体数
0m ³ <土量<20000m ³	1
20000≦土量<30000m ³	2
30000≦土量<40000m ³	3

※以降、10000m³増加するごとに1検体増

川崎市浮島処分地の運用

名称	浮島指定処分地	
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先	
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)	
休業日	建設発生土	土曜(第2、第4、第5)、日曜、休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)
	しゅんせつ 土砂	土曜(第2、第4、第5)、日曜、休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	TEL 044-276-2089 雨天時等受入可否について、気象庁の警報発令時等の荒天時に至った時は、音声テープでお知らせしますので、ご確認下さい。	

受入料金

1 建設発生土

車両区分	2t車 (1.1m ³ 換算)	4t車 (2.2m ³ 換算)	10t車 (5.5m ³ 換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	5,555円	11,110円	27,775円

2 しゅんせつ土砂

区分	料金
第2条第3項に規定する公共工事から発生するしゅんせつ土砂	3,080円/m ³
第2条第4項に規定する民間企業が実施する維持しゅんせつ土砂	4,360円/m ³

※ただし、港湾管理者が行う補助事業及び、国土交通省が行う港湾施設の整備に伴い発生するしゅんせつ土は無料とする。

浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理致します。

工事名(契約名)			
工期末	西暦	年	月 日
担当部署名		監督員名	
検定の要否判定	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 No1～No35 に係る検定		
	契約土量	m3	検体[参考1参照]
川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 ダイオキシン類 に係る検定	発生面積	m2	検体[参考2参照]
	券種		枚数
必要とする建設発生土搬入整理券	2t車	1.1m3/台換算	枚
	4t車	2.2m3/台換算	枚
	10t車	5.5m3/台換算	枚
現場代理人氏名及び連絡先	氏名	TEL:	
添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図		
納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付		

※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。

[参考1]No1～No35 に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m3 ≤ 土量 < 1000m3	0	1
1000 ≤ 土量 < 4000m3	1	1
4000 ≤ 土量 < 6000m3	2	2

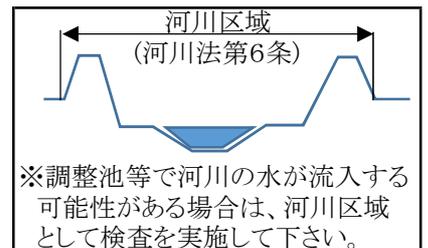
※以降、2000m3増加するごとに1検体増

公害防止条例による調査必要地
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

[参考2]ダイオキシン類 (No36～No37) に係る検体数

搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m2 ≤ 面積 < 2500m2	0	1
2500 ≤ 面積 < 5000m2	1	1
5000 ≤ 面積 < 7500m2	2	2

※以降、2500m2増加するごとに1検体増



浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書

川港庶第 号

年 月 日

様

港湾局長

次のとおり港湾区域内しゅんせつ土砂の受入を承認します。

発注者名	
工事名	
工事場所	
投入期間	
投入土量（設計土量、余掘含む）	
土質	
	その他（ ）
検定試験結果	

(備考)

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理致します。

未使用券の変更	レ	未使用券は変更しない。		
工期の変更	変更後の完成期限(西暦) 年 月 日			
整理券枚数の追加	券種		増加枚数	
	2t車	1.1m3/台換算	枚	
	4t車	2.2m3/台換算	枚	
	10t車	5.5m3/台換算	枚	
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域 (レ点を記入)	<input type="checkbox"/>	下記以外	
		<input type="checkbox"/>	公害防止条例による調査必要地	
		<input type="checkbox"/>	河川区域	
川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 No1~No35 に係る検定				
	変更後の 総契約土量	m3	検体[参考1参照]	
川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 ダイオキシン類 に係る検定				
	変更後の 総発生面積	m2	検体[参考2参照]	
添付資料	(ア)「(当初)契約書」の写し (イ)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。			

[参考1]No1~No35 に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m3 ≤ 土量 < 1000m3	0	1
1000 ≤ 土量 < 4000m3	1	1
4000 ≤ 土量 < 6000m3	2	2

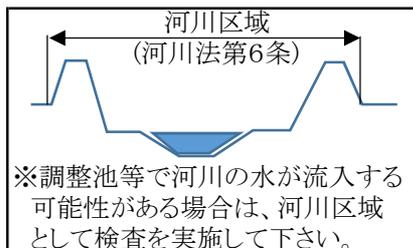
※以降、2000m3増加するごとに1検体増

公害防止条例による調査必要地
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

[参考2]ダイオキシン類 (No36~No37) に係る検体数

搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m2 ≤ 面積 < 2500m2	0	1
2500 ≤ 面積 < 5000m2	1	1
5000 ≤ 面積 < 7500m2	2	2

※以降、2500m2増加するごとに1検体増



浮島指定処分地建設発生土搬入完了届

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。

搬入実績表の送付をお願い致します。

承認番号

工事名

浮島指定処分地しゅんせつ土砂投入完了報告書

令和 年 月 日

あて先
港湾局長

承認年月日及び承認番号	令和 年 月 日 第 号
発注者	
工事名	
工事場所	
発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業
投入土量	m ³
投入期間	
土質	
添付書類	① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ
投入完了日	令和 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告いたします。

令和 年 月 日

申込者

住所

氏名

浮島指定処分地建設発生土搬入実績書

年 月 日

工事等担当局長

港湾局長

完了届の提出に関し、搬入実績を通知します。

監督課にて内容確認を行い、未使用券がある場合には裁断等の処理を行って下さい。

工事名

承認番号

搬入完了日

使用済券	2t車		枚
	4t車		枚
	10t車		枚
未使用券	2t車		枚
	4t車		枚
	10t車		枚